

第3学年 中学校社会科（公民的分野）学習指導案

- 1 単元名 第2章 個人の尊重と日本国憲法
 第1節 人権と日本国憲法 「基本的人権と個人の尊重」

- 2 単元について
 3 単元の目標
 4 単元の評価規準
 5 単元の指導と評価の計画
- } (省略)

6 本時の学習指導（本時 6 / 6）

(1) 目標

- ・ヤングケアラーの事例を通して、なぜ基本的人権を保障することが重要なのか、資料に示された事例と憲法との関係を基に個人の尊重や法の下での平等と関連付けて、対話的な活動を通して適切に表現する。 【思考力、判断力、表現力等】

<ヤングケアラーの扱いについて>

本単元では、一人一人の個人を尊重し、かけがえのない個人として扱うという考え方を理解し、個人の尊重とはどのようなことを意味しているかを理解することをねらいとしている。社会の中で弱い立場に置かれる可能性のある人々にとって特に大切な考え方であり、子どもの人権を守っていかなければならない。

そこで、本時の授業を行うにあたっては、ヤングケアラーの生活や実態把握を通して、子どもの人権を保障していく大切さについて考えることができるようにする。

(2) 展開

時間	学習活動	指導上の留意点（・） 評価規準（◇） <評価の観点>（評価方法）
導入 7分	1 「世界に一つだけの花」を聞く。 2 本時の課題を把握する。	・人権に関わる言葉、様々な立場の人を大切にしていると思われる歌詞の部分に線を引かせる。
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">課題</div> なぜ基本的人権を保障することが重要なのだろう。	

<p>展 開 33 分</p>	<p>3 自由権・社会権・参政権・平等権について知る。</p> <p>4 子どもの権利条約について調べる。</p> <p>5 ヤングケアラーについて説明し、ケアをする人、ケアをされる人それぞれの権利について話し合う。</p> <p>6 なぜ基本的人権を保障することが重要なのかを考え、整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法13条、14条を取り上げ説明する。 ・インターネットを使い調べさせる。 ・どのような権利があるか発表させ、共通理解を図る。 ・「ヤングケアラーってなに？中学生編」の冊子又はPDFを活用し、説明する。 ・一人一人が主体的に考えをもてるよう、ペアでの活動の後にクラス全体で共有する。 ・ケアをする側の人に必要な権利をペアで話し合う。 ・ケアをされる側の人に必要な権利をペアで話し合う。 ・全体場で発表する。 ・考えたことをワークシートに記入する。その際に、ヤングケアラーについて理解したことも踏まえて書くよう促す。 ◇ヤングケアラーについて理解し、基本的人権を保障することの重要性について表現している。〈思考・判断・表現〉（ワークシート）
<p>ま と め 10 分</p>	<p>7 本時のまとめをする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>まとめ 社会の中には大人や子ども、介護が必要な人や介護をする人など様々な立場の人がいます。その一人一人が大切にされ、人間らしく幸せに生きるために基本的人権を保障することが大切です。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の発言をもとにまとめる。 ・厚生労働省「子どもが子どもでいられる街に。」の動画を視聴し、基本的人権がすべての人に保障されることが大切だということを感じさせる。

基本的人権と個人の尊重

3年 組 番 名前 _____

- 1 「世界に一つだけの花」の曲を流します。「人権に関わる歌詞」「様々な立場の人を大切にしていると思われる歌詞」に線を引きましょう。

歌詞～省略～

- 2(1) 「ケアをする側の人」に必要な権利(自由権・社会権・参政権・平等権)とその理由を考えましょう。

【 自由権・社会権・参政権・平等権 】

理由→

- 2(2) 「ケアをされる側の人」に必要な権利(自由権・社会権・参政権・平等権)とその理由を考えましょう。

【 自由権・社会権・参政権・平等権 】

理由→

- 3 ヤングケアラーについて理解した事も踏まえながら、なぜ基本的人権の尊重が大切なのか、文章でまとめましょう。